

大原 功 議員

無所属クラブ

グループホーム運営、 介護全般について

問

グループホーム経営者が提携病院を指定した場合、代行料・付き添い料を介護法によって患者又は家族に請求することは法律違反ではないか。

法律違反とまでは
いえない

答 市長

介護保険法【7】に規定する運営基準では、緊急時の対応や社会生活上の便宜の提供が示されており、これらの行為は、施設の（一連

の）義務行為として判断されるものである。

協力医療機関（への付き添い行為）や行政機関などへの手続きの代行行為は、施設が別に定めて料金を徴収することは出来ないと思積した。

厚生労働省老人保険福祉局の介護保険指導室（不正請求などの判断の指導担当）にもお尋ねをしたところ、市と同じ考え方だった。また、一方では、厚生労働省は、（常勤換算で）施設の人員配置基準を満たしていれば、付き添いや代行す

るために施設を離れることは、可能だという見解であった。

今回の件に関しては、国の定める運営基準から見れば、不適切ではあるが、利用者及び利用者家族の同意を得ていることや、常勤換算による人員配置基準を満たしているの、不正な請求とまではいえないという回答であった。

従って、法律違反とまではいえないと考えている。



介護保険制度について定めた法律。加齢による心

身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。平成9年制定、平成12年施行。

問

以前の説明と
異なるのではないか

代行料について、中部運

輸局【7】はグループホーム経営者に運送許可を出していないから、（道路）運送法【7】に当たらないとの事だったが、民生部長の説明と違うが、この点についてどうか。



国土交通省の地方支分部局として地域の交通・観光行政に携わっており、全国に9つある地方運輸局のうち中部

5県（愛知、岐阜、三重、静岡、福井）を管轄する機関。



道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保し、道路運送に関する秩序を確立するための法律。昭和26年

施行。

整合性はとれている
と考えている

答 市長

（6月議会の民生部長の答弁は）「道路運送法上の許可、もしくは登録が必要であるかないかということについては、代行料、いわゆる付き添い料が運賃に当てはまるかどうかという判断が中部運輸局から出されて

ている。代行料、（付き添い料）が運賃に当てはまるということならば、当然許可、登録は必要となっているが、この代行料については、運賃は入っていないということを中部運輸局で確認したので、許可、登録は必要ないと思っ

ていて、施設も同様に考えていたので、許可や届け出の書類は出していないので、議員の言う中部運輸局は運送許可を出していないから道路運送法には当たらないとの中部運輸局の回答と民生部長の答弁は整合性がとれていると考えている。

（6月議会の民生部長の答弁は）「道路運送法上の許可、もしくは登録が必要であるかないかということについては、代行料、いわゆる付き添い料が運賃に当てはまるかどうかという判断が中部運輸局から出され